

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第64号

2008年8月15日発行

【事務局】〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18

日本キリスト教会館 52号室

【編集】 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

TEL : 03-3203-7575 FAX : 03-3202-4977 E-mail : raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替 : 00190-4-119379 口座名称 : 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.ksyc.jp/gaikikyou/>

「包括的軟禁措置」

●李 民 洙 (リ・ミンス/聖公会司祭)

わたしは、「軟禁」という言葉を聞くと、今年で軟禁 13 年目を迎えるビルマ (ミャンマー) の国民民主連盟 (NLD) の指導者アウンサンスーチー氏を思い出す。以前、韓国軍事独裁政権の下でも政治的目的による民主人士に対する軟禁措置はよく行われたが、世界には依然として軟禁の歴史が続いているのである。政治的に軟禁措置がいまだに行われているというのは、この世はまだ民主主義が成熟していないという一つの象徴的なものであろう。

戦後日本は政治的には民主主義国家として、また、経済大国として世界の重要な指導国の一つとして成長した。今年、北海道にて行われた G 8 の開催国であることも、日本が世界の一つの中心国であることを示すこととして理解してもいいのではないかと思われる。世界は、日本に重要先進国として相応しい行動を取ってくれることに注目している。

このような日本に、「軟禁」という言葉は相応しい言葉ではないはずである。しかし、私は 2007 年 11 月以来、「自発的軟禁」状態におかれてしまったのである。

日本は 2007 年 11 月から、アメリカに次いで世界二番目として、対テロ対策として日本に入国するすべての外国人 (特別永住者、16 歳以下、日本政府な

どのよって招聘された外国人を除く) に個人識別情報 (生体情報) を採取し始めた。具体的には日本に入国する際、指紋と顔写真を入国審査のとき提供しなければならないということであるが、なぜ、外国人に限ってなのか? すべての外国人に、無差別に強制的に個人の人体情報を取ることが、なぜ対テロ対策の名のもとで認められるのか? これは、外国人に対する差別であり、テロが抱えている本質的な問題のすり替え政策に過ぎない。とても残念な粗末な措置である。

私の体に関する権利は私が行使すべきであり、私は私の体に対するいかなる不当な強制措置に対しては抵抗することにした。私がいやと言うのに、何の法律的問題を起こしたことも、起こすつもりもない私を準テロ犯扱いすることは、認められない。

私は現在、2006 年 5 月 24 日、第 164 回国会において成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の下で行われている「個人識別情報 (生体情報) 採取」を拒否している。この意味は、日本から、自分の国はもちろん再入国審査を受けざるを得ない国外には当分出られないということの意味する。

私は、私がおかれているこのような状態を「自発

的軟禁措置」、または「包括的軟禁措置」と呼んでいる。この「軟禁措置」は私によってとられたのではなく、もちろん日本政府によって取られた措置であること、私はその措置によって「軟禁」状態におかれてしまったということを明確にしなければならない。

私は、この場を通して、日本政府に強く抗議の意を表すると同時に、同じ措置を取っているアメリカ政府に対しても同じく強く抗議する。

私には、私の体に対する権利があり、その権利はいかなる国家権力や法律によってであっても不当に強制されることを固く拒否する。

「外国人指紋制度」に反対する声明

法務大臣 保岡興治様

2008年8月9日

全国キリスト教学校人権教育研究協議会

会長 関田寛雄

2000年4月、外国人登録法の指紋制度が全廃された。1985年夏、指紋押捺を拒否あるいは留保する在日外国人は1万人を超えたが、その原動力となったのが、16歳の誕生日を迎えて最初の確認登録の際に指紋拒否をした、在日コリアンなど外国籍の高校生たちであった。その数は全国で100人を超えた。彼ら彼女らの、自らの良心に基づく不服従のたたかいによって「外国人指紋制度」は廃止されたのである。

しかし2007年11月20日、「改定」入管法（出入国管理及び難民認定法）が実施され、この日から「テロリストの入国未然防止」と称して、日本のすべての国際空港・海港で、入国する外国人から生体情報（指紋・顔写真）をとるようになった。そこでは、日本に観光などで新規に入国する外国人の他に、日本で「永住資格」や「日本人の配偶者」「宣教師」「留学生」など正規の在留資格をもつ在日外国人（外交官や、在日コリアンなど特別永住者を除く16歳以上の在日外国人）も、一時出国から日本に「再入国」する際に、生体情報を繰り返すとられることになった。

日本に入国あるいは再入国する外国人、年間915万人（2007年）のうち、800万人近くが生体情報登録を義務づけられ、そのデータが法務省に集積されていく。このような「外国人指紋・顔写真登録制度」を設けているのは、現在のところ、世界中で米国と日本だけである。しかし米国の場合、永住者の再入国などは免除されている。



日本の私立高校においては1990年代以降、韓国など海外への修学旅行や、米国やオーストラリアなどへの夏期語学研修、海外の姉妹校への短期訪問が行なわれてきた。また公立高校においても、2003年から新学習指導要領において「国際理解」が盛り込まれて以降、海外への修学旅行が多くの学校で実施されてきた。2006年度では、公立・私立高校1384校の17万7750人の生徒が海外への修学旅行に参加している。その他に、短期の語学研修や姉妹校との交流などの海外研修旅行を実施している公立・私立高校は2539校であり、3万0626人の生徒が参加している。

そうすると、海外へ修学旅行・研修旅行に行く何千人かの（特別永住者を除く）外国籍生徒は、集団旅行中の最後である日本への入国ゲートにおいて、級友たちの列から一人外されて、指紋押捺・顔写真撮影をされることになる。これは、人権上かつ教育上、あまりにも大きな問題である。

今年2月16日、人権NGOが国会議員と共に、法務大臣に対してこの制度を中止するよう申し入れた。法務省は4月8日、運用を一部緩和することを公表し、5月から、海外の教育旅行（修学旅行・短期研修など）に参加する外国籍生徒については、学校長が保証人とし、事前に入管局に届けて、日本への「帰国」の際、指紋・顔写真登録から除外することになった。

これは「大きな一歩」である。

同様に、修学旅行・研修旅行を引率する外国籍教員に対しても免除すべきである。

それは、日本人教員には求めないのに、外国籍教員にだけ指紋・顔写真登録を義務づける合理的な根拠がないからである。しかも外国籍教員は、パスポートの他に、日本人教員とは違って、日本国法務省から事前に「再入国許可」をとって教育旅行の引率をしているからである（再入国許可なしに出国した場合、それまで持っていた永住資格や宣教師などの在留資格が剥奪される）。



神から与えられた一人ひとりのかけがえのない「生」を、国籍という「隔ての壁」によって恣意的に分断し、しかも「生体情報」の国家登録を義務づけるこの制度は、人間としての尊厳を奪うものである。私たちは、この制度の全廃を強く求める。

.....

2008年夏、外登法問題国際シンポジウムを愛知で開催

2008年6月30日から7月2日にかけて、愛知県犬山市にて、外登法問題国際シンポジウムが開催された。1990年から日本と韓国で交互に開かれ、今回で第13回をむかえるシンポジウムには、韓国教会から18人、日本・在日教会から37人が参加した。



初日、6月30日午前11時、韓国側の参加者がシンポジウムに参加するため日本に入国したその時点から、シンポジウムは始まることとなった。7月7日から開催される洞爺湖サミットにともなう特別警備強化の中、参加者の一人が名古屋中部国際空港にて何の説明もないまま入国拒否を受け、4時間にわたり拘束されたのである。抗議と説明要求を重ねるなかで、結局この入国拒否は取り消されたが、入管当局に謝意はなく、抗議文を出すこととなった。



シンポジウムは予定時間から遅れる形で開会された。谷大二司教（日本カトリック難民移住移動者委員会）による開会礼拝のあと、金性済牧師（在日名古屋教会）による主題講演「共生の天幕を広げ、平和の井戸を掘る宣教をめざし」がおこなわれた。

講演では、新自由主義と新保守主義が並行する現代日本の状況が分析され、愛国主義的な教育体制が整備される一方で、外国人に門戸をひらき日本に順

応させるための「多文化共生」が計画されつつある状況の中で、キリスト者として何が出来るのかが、かつて故郷を離れ、寄留者として苦難の道のりをたどった旧約聖書の世界を手掛かりに語られた。移民として、定住外国人として、あるいは非正規労働者として、さまざまな形でこの地に至り、しかも現実には共生など出来ていないうえに、沈黙すら余儀なくされている「他者」。そのかすかなもだえ、苦しみ、うめきに忍耐強く耳を傾ける対面関係の中でこそ、共生の水脈を探りゆくことができるのであり、それこそが今日の課題である、と結論された。

二日目の午前には、梶原寿さん（金城学院大学）による聖書研究「苦難の民と共に臨在するイエス・キリスト」が行われ、M・L・キング牧師の神学から、今日の状況にも通じる「人間性と福音心理の導きだす共通地平の解明」が語られた。キングの神学には、民の上に立つ希望の時期、民と共にあった試練と祈りの時期、絶望とともに民に沈潜した時期の三期に分類できるが、そこには常に贖罪信仰が通奏低音として存在していたという。キングは、公民権運動の中での民衆の苦難に、キリストの贖罪死とのつながりを見出していた。それゆえにこそ、絶望の中にあっても、〈悪夢〉の中にあっても、なお〈夢〉を語りえた。民衆の苦難の中にキリストの姿があり、キ

リストの嘆きや怒りのなかに民衆の嘆きや怒りを見出す視角が導き出される、と。

次に、岩本和則牧師（日本基督教団名古屋中村教会）によって、未登録のフィリピン人の子どもの学校「国際子ども学校」の事例報告がなされた後、二つの発題がおこなわれた。李清一牧師（KCC館長）の発題「日・韓・在日教会の共同取り組みとしての『在日問題』」では、1970年代以来、在日大韓基督教会と日本教会・韓国教会によって展開された共同の取り組みの検証がなされ、今後の課題が示された。またパク・チョヌン牧師（安山移住民センター所長）による発題「韓国の移住民福祉の実態と宣教的課題」では、移住民センターで実践活動を展開している立場から、「現場に実践のタネをまくこと」の重要性が、詳細な実態報告の中で語られた。

以上の問題提起を受けて、午後には分団協議がなされ、①宣教課題としての和解と共生、②新しい世代の「共同の取り組み」が討議された。前者では、主題講演の問題提起をうけて、官製の多文化主義に距離を置きつつ、しかし現実には実践活動を進めるうえでは地域行政と連携する必要もあることを考慮に置くとき、どのような活動が展望されるのかなどの議論がされ、後者の分科会では、新しい取り組みとして「多民族・多文化共生キリスト者青年現場研修」の実施が確認された。

こののち、ただちに全体協議がもたれ、これまでの議論を集約して共同宣言文が作成されていった。

その討議においては、現在の日本の状況は「多国籍企業の保全と米国の世界戦略のために」、「国際貢献の美名」のもとに軍事化が進められているとの指摘がされ、また多文化主義一般を否定するのではなく、あくまで「制度的な同化と排外を内在させた多文化共生」に反対していくべきではないかとの意見も出され、宣言文に反映されることとなった。また、シンポジウム共同宣言を採択すると共に、名古屋中部国際空港入国拒否への抗議文、6月26日に「植民地支配は歴史的事実に反する」と発言した下関市教育長に対しても抗議文を出すことにした。

その後、ユ・ウォンギョ牧師（韓国NCC正義と平和委員会委員長）の力強いメッセージによる閉会礼拝をもった。

そして三日目、韓国側参加者は「強制連行・強制労働の現場訪問」として岐阜県の南部流域に散在する強制連行・強制労働のフィールドワークを行なった。

◇

今回のシンポジウムでは、人びとの内面まで監視しようとする現在の入国管理体制を、私たちに改めて認識させ、また「導入と排除」「監視と共生」が同時並行に進む外国人政策に対する批判的視座を与えられ、その中から日・韓・在日3教会が取り組むべき共同課題を確認することができた。

●金 耿 昊（キム・キョンホ）

第13回外登法問題国際シンポジウム

共同宣言

私たちは、6月30日～7月2日、第13回外登法問題国際シンポジウムを、主題「東アジアの和解と共生のビジョン——日・韓・在日教会の共同課題」のもと、愛知県犬山市において開催した。

韓国基督教教会協議会正義と平和委員会、韓国教会在日同胞人権宣教協議会、韓国カトリック司教会議正義と平和委員会、日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会、外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会が共催した国際シンポジウムには、韓国、日本、在日の教会から55名の参加があった。

私たちは、反外登法の運動を展開する中で、在日韓国・朝鮮人の解放のための活動を教会の使命として担うことを目的に国際シンポジウムを1990年に開始して以来、人びとが共に生き、共に生かし合う社会の実現を目指してきた。そして、今回のシンポジウムでは、日韓の両社会がグローバリゼーションにより急速に「多民族・多文化」化する中での教会の使命と役割について、主題講演と聖書研究、事例報告、発題を受け、協議した。

今回のシンポジウムに参加する前、韓国側参加者の1名が名古屋中部国際空港で数時間にわたり厳しい取り調べを受け、残りの16名は不当にも拘束された。韓国側参加者たちは、入管当局の責任者に抗議をし、謝罪を求めた。私たちは、今回の韓国側参加者の抗議に全面的に賛同し連帯すると共に、全世界の民衆に苦難を与える新自由主義グローバリゼーションに対する反対の意思表示をこのような形で押さえつけようとする日本政府の姿勢に改めて憤りを覚える。

今日において世界を席卷している経済グローバリゼーションは、多くの「隔ての壁」や痛みをもたらしている。規制緩和を唱える新自由主義イデオロギーのもと、人が人らしく生きるために必要な社会福祉や医療などの分野に市場原理が導入され、社会的な弱者が切り捨てられつつある。労働市場における規制緩和によって非正規雇用が大幅に増える中で、経済的格差や貧困、不平等が広がりつつあり、多くの人びとの不安が増大している。この不安の増大は、特に日本では排他的なナショナリズムを生み出す温床ともなっている。

また、経済グローバリゼーションは、平和の問題とも大きく関わっている。経済グローバリゼーションが進む中、海外進出した日本の多国籍企業の海外資産の保全のために、米国と連動した海外における日本の軍事的プレゼンスへの道が開かれようとしている。「戦争ができる国家」づくりのための平和憲法改定の動きなどもその流れの一環である。また、この動きを正当化するため、「テロ」対策という大義名分が利用されているが、それは外国人管理の強化を進める際にも利用されている。「テロ」対策の名のもとに改定された出入国管理及び難民認定法（入管法）における指紋押捺制度の復活をはじめ、外国人管理に関する法制度を強化することを通して、在日外国人の監視・管理体制が構築されつつある。これは、日本国籍者に対する監視・管理をも視野に入れたものである。

一方、人口の減少による労働力不足を踏まえての「移民開国論」が「多文化共生」を掲げつつ政財界から唱えられているが、これは、移住者の人権への視点を欠いており、日本の産業を支える非正規の低賃金労働力の確保を覆い隠すためのカモフラージュであると言える。

韓国においても、移住民をめぐって多くの課題が現存する。その中で私たちは、日韓両国における移住民の子どもたちの置かれている状況に注目した。グローバリゼーションのしわ寄せは、弱い立場にいる移民者の子どもたちにも及んでいる。無国籍、アイデンティティ・クライシス、不就学という、子どもたちが置かれている状況は早急に改善されねばならない。

私たちが求める多文化共生とは、声を失いかけるほどに小さくされた者の声が響きあう共生の空間を広げることである。これは、私たちに与えられている宣教の使命である。私たちは、イエス・キリストが新自由主義経済のもとで苦しむ民衆と共に臨在されていると信じる。

制度的な同化と排外を内在した官製の多文化共生とは違った共生空間を切り拓くためには、私たちは「国民—外国人」という枠組みを克服し、共感し、出会う場をつくっていかなければならない。そのために、外国人を地域社会を共に形成する住民と見なす中で、相互に協力しつつ、共に生きていく「地域住民文化」を形成する地域住民レベルの運動が必要とされている。また、そのような運動に参加するため、イエス・キリストを頭とする教会は、自らのために生きるのではなく、多文化地域社会に仕える社会的な責任を負った共同体にならなければならない。

私たちが担うべき課題はあまりに大きく、重いように思われる。しかし、私たちは諦めない。もし私たちが希望を失い、私たちのいのちを動かすバイタリティーを失うなら、私たちは存在への勇気と、逆境の中にあっても私たちに前進させる力を与えてくださる聖霊の導きを見失うからである。このような決意を心に刻みつつ、私たちは次の共同課題に取り組むことを表明する。

●日・韓・在日教会の共同課題●

1. 私たちは、新自由主義のもとにあるグローバリゼーションの中で、多国籍企業の保全と米国の世界戦略のための戦争の道を「世界平和を守る国際貢献」の美名のもとに復活させようとする、平和憲法の改悪の動きに

反対する。

2. 私たちは、世界において「テロ対策」の名のもとに外国人およびマイノリティへの監視・弾圧が強化され、人権侵害にさらされていることに対して、教会の世界的ネットワークを活かして反対の運動を展開する。その一環として、日本入国における抗議意思の表明など、改定入管法による指紋・顔写真などの生体情報の管理制度撤廃に向けての運動を展開する。
3. 私たちは日韓両政府に対して、日本の歴史責任を明記し、日本軍「慰安婦」、強制連行・強制労働などに対する戦後補償の実施、歴史認識の共有作業などを定めた新しい日韓協定を早急に結ぶよう求める。
4. 私たちは、「在日韓国・朝鮮人の歴史性を反映した、民族的マイノリティとしての地位と権利の保障」「移住労働者・結婚移民者・難民の人権保障」を、教会の宣教課題として取り組む。
5. 私たちは日韓政府に対して、「すべての移住労働者とその家族の権利保護条約」の批准、未登録移住労働者の合法化、難民申請者の在留資格付与を求める。
6. 私たちは日本政府・国会に対して、定住外国人の地方参政権を実現するように求める。
7. 私たちは日本政府・国会に対して、「外国人住民基本法」と「人種差別（民族差別）禁止法」の制定、政府行政機関から独立した「人権委員会」の創設を求める。
8. 私たちは、今年作成された共同ブックレット『歴史をひらくとき—共に生きる世界・2008』を活用する。韓国においてはその文脈に合わせた翻訳版を2009年中に作成する。
9. 私たちは、韓国教会「在日同胞苦難の現場訪問」を、今後も継続する。
10. 私たちは、若い世代の交流とネットワークの形成や、共生社会実現のビジョンを描く人を養成するために、「多民族・多文化共生キリスト者青年」現場研修を今年から5年計画のプログラムとして開始する。
11. 私たちは、世界的な市民権、多文化共生社会、移住民の神学などの研究・促進のために研究チームをつくり、交流する。
12. 私たちは、それぞれが直面している課題を共有し、東アジアの和解と共生という日・韓・在日3教会の共同課題を協議し実践するために、今後も国際シンポジウムを継続する。今回は、2009年6月末に韓国光州で開催する。

2008年7月1日

第13回外登法問題国際シンポジウム 参加者一同
外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会
日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会
韓国基督教教会協議会正義と平和委員会
韓国教会在日同胞人権宣教協議会
韓国カトリック司教会議正義と平和委員会

名古屋国際空港拘束事件に対する抗議声明

私たちは、2008年6月30日から7月2日まで、第13回外登法問題国際シンポジウムを、主題「東アジアの和解と共生のビジョン——日・韓・在日教会の共同課題」のもと、愛知県犬山市において開催した。

韓国基督教教会協議会正義と平和委員会、韓国教会在日同胞人権宣教協議会、韓国カトリック司教会議正義と平和委員会、日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会、外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会が共催した国際シンポジウムには、韓国、日本、在日の教会から55名の参加があった。

今回のシンポジウムに参加する前、2008年6月30日午前11時に名古屋中部国際空港に到着した韓国側の参加者は、名古屋中部国際空港で数時間もの間、不当にも厳しい調査を受け拘束された。韓国側参加者は出入国管理

局の責任者に対し抗議して公式の謝罪を要求したが、公式の謝罪はなされなかった。その結果、公式的な国際シンポジウムである本会議に遅れや行き違いが生じた。私たちは、韓国側の参加者が空港で行った抗議に全面的に賛同し連帯するのみならず、日本政府に対して怒りを感じる。以下、私たちの立場を表明する。

- (1) 4時間もの間、韓国側参加者は拘束されたのだが、拘束されている理由を私たちが尋ねても、当局はその理由を全く明らかにしなかった。これは、身体を自由を長時間、束縛しながら、一言も説明しなかったということであり、公権力を行使した人権侵害である。
- (2) 4時間もの間、狭いバイオ検査室に拘束され閉じこめられた。ここは、入国者が伝染病などに感染していないかを検査する場所であり、入り口がふさがれておらず、部屋の外を通り過ぎる人が部屋の中を覗き見ることができるようになっている。英語の分からない多くの人たちは、部屋を覗き見ながら笑いながら通り過ぎていった。拘束されていた者が、まるで犯罪者であるかのように外部に映った。
- (3) 昼食の時間が過ぎても食事とお茶など飲み物を与えず、緊張と不安を引き起こすなど、外国人に対する差別と人間の普遍的な権利に対する侵害を躊躇なく行ったと私たちは理解する。
- (4) 一行の中の女性1名のカトリック教会の修道女を2時間ほど集中的に調査するなど精神的な苦痛を与えた行為と、それにより理由も知らされないままバイオ検査室にいた他の者たちに対して不安感を引き起こしたことは、一般的な常識を越えた公権力の濫用であったと言わざるをえない。
- (5) 責任者との面会と謝罪を要求する正当な行為に対しても、責任者である所長との面会さえ許可されず、むしろ、通常なら90日である在留期間を15日に短縮した担当者の決定は、公権力による外国人の旅行の自由の制限であると言わざるをえない。

これに対し、私たちは次のように要求する。

- (1) 日本国法務大臣は、第13回外登法問題国際シンポジウムの主催者側と韓国人参加者たちに対し、公式に謝罪せよ。
- (2) 法務大臣は、名古屋中部国際空港の出入国管理局の職員に対し、度を越した公権力の濫用によって、再びこのような恥ずべき事態が起こらないよう注意をし、調査を行わねばならない。
- (3) 法務大臣は、このような恥ずべき事態の再発防止のために対策を立てよ。

これらの要求さえも黙殺されるなら、私たちは、世界各地で活動する人権諸団体と国際社会、そして世界の教会に今回の事態を知らせ、日本国政府に公式に抗議するであろう。

2008年7月2日

第13回外登法問題国際シンポジウム 参加団体ならびに参加者一同

韓国基督教教会協議会正義と平和委員会

韓国教会在日同胞人権宣教協議会

韓国カトリック司教会議正義と平和委員会

日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

〈拘束された者の名簿〉.....

Rev. Yoo Won-Kyu (韓国基督教教会協議会正義と平和委員会 委員長)

Rev. Lee Myung-Nam (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 会長)

Ms. Shin Sun (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 副会長)

Rev. Kim Young-Ju (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 副会長)

Rev. Choi Tae-Soon (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 会計)

Rev. Won Hyung-Eun (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 釜山地域 会長)

Rev. Lee Chul-Woo (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 光州地域 会長)

Rev. Kim Sang-Hoon (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 釜山地域 委員)

Rev. Cho Young_Hae (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 忠清北道地域 委員)
Mrs. Lee Kwang-Min (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 光州地域 会員)
Mrs. Song Myoung-Suck (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 忠清南道地域 委員)
Sr. Kim Kyong-Hee (韓国カトリック司教会議正義と平和委員会 委員、ソンシム修道会 修道女)
Sr. An Heui-Young (韓国カトリック司教会議正義と平和委員会委員 幹事、聖ベネディクト会 修道女)
Rev. Kim Kyung-Nam (韓国教会在日同胞人権宣教協議会 活動事務局長)
Rev. Park Chun-Ung (安山移住民センター 代表)
Rev. Huh Won-Bae (韓国教会人権センター 所長)
Rev. Hwang Phil-Kyu (韓国基督教教会協議会 局長)

下関市教育長に対する抗議声明

下関市長 江島 潔 様
下関市教育長 嶋倉 剛 様

私たちは、「東アジアの和解と共生のビジョン——日・韓・在日教会の共同課題」というテーマのもとに愛知県犬山市に参集して第13回外登法問題国際シンポジウムを開催しました。この協議会には韓国から韓国基督教教会協議会正義と平和委員会、韓国教会在日同胞人権宣教協議会、韓国カトリック司教協議会正義と平和委員会、日本から外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会、日本キリスト教協議会外国人の人権委員会が参加しております。

下関市教育長が6月26日、山口朝鮮初中級学校への教育補助金増額を求めて訪問した同校関係者に対して「植民地支配は歴史的事実に反する」と発言した、という報道に接し、私たちは怒りを禁じ得ないと共に、強く抗議いたします。

日本が1910年から1945年の敗戦にいたるまで朝鮮半島を植民地支配したことは、歴史的事実であり、教科書でも明記され、歴代首相も、朝鮮半島の植民地支配に対する反省と謝罪の意を繰り返し表明しています。こうした事実にもかかわらず、嶋倉教育長は、自らの事実認識の誤りを認めておられません。教育行政の責任ある立場にある人としてあるまじき行為です。

嶋倉教育長はただちに発言の誤りを認め、辞任すること、また江島下関市長は、任命権者としての責任を取られることを、私たちは強く要求いたします。

2008年7月1日 第13回外登法問題国際シンポジウム参加者一同

とても危ない「在留カード」——2009年「改定法」批判

今年3月26日、法務大臣の諮問機関である第五次出入国政策懇談会が、最終報告「新たな在留管理制度に関する提言」(以下「提言」)を出し、続いて総

務省・法務省が「適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想」を発表した。

これによると、来年1月の通常国会に改定法案を

提出して、現在の外国人登録法（外登法）による在留管理制度を廃止して、出入国管理及び難民認定法（入管法）の中に「在留カード」制度を新設すると共に、日本国民の住民基本台帳と同様の台帳制度に再編する、という。

そこで構想されている「在留カード」「外国人台帳」制度の枠組みは、次のようなものである。

◆法務省は――

- 1) 法務省は、外国人の在留管理に必要な情報を一元的に把握する。すなわち、現在、市区町村が作成し管理している「外国人登録原票」に代わって、法務省入管局が外国人の「入国・再入国・出国情報」と「在留情報」を集中管理する。
- 2) 法務省は、「適法な在留外国人」に対して、外登証ではなく「在留カード」を発行する。その「在留カード」を、16歳以上の外国人は常時携帯しなければならない。
- 3) 法務省は、「適法ではない」とみなす外国人に対して、在留カードを発行しない。
- 4) 法務省は、外国人から「身分事項」と「所属機関等」を地方入管局に届けさせ、同時に「居住地」については市区町村に届けさせる。
- 5) 法務省は、その外国人が所属する機関から「就労・就学状況」を報告させ、その外国人の「在留情報」をすべて集約する。すなわち、昨年10月から施行されている改定雇用対策法による外国人雇用状況の届出を徹底させると共に、留学生・就学生が学ぶ教育機関や研修生受入れ機関に対しても、報告を義務づける。
- 6) これらの情報提供を担保するために、不申請または虚偽申請をした外国人に対して、刑事罰を科す。
- 7) 法務省は、情報提供をしなかった機関または虚偽の情報提供をした機関に対して、過料を科す（？）と共に、今後は外国人の受入れを認めないなどの「厳格な措置」をとる。
- 8) 法務省は、外国人が届け出た情報と、外国人の所属機関または関係行政機関から提供を受けた情報を照合する。
- 9) 法務省は、届出を行った外国人、関係人に対して出頭を求めることや、公務所または公私の団体に照会するなど、職権調査を行う。

10) 法務省は、これらの照合作業・職権調査によって得た「在留情報」を、退去強制手続き／在留資格取り消し手続きにおいて、また在留期間の更新等の在留審査／在留期間の「途中審査」（新設制度）において活用する。

◆市区町村は――

- ①市区町村は、「法定受託事務」として、外国人が「法務省に居住地を届け出る」際の窓口となり（経由事務）、その居住地情報を在留カードに記載する。
- ②市区町村は、「自治事務」として、外国人が届け出た「居住地」「世帯」情報とともに、法務省から提供される外国人の在留情報（身分事項、在留期間更新／出国などの情報など）をもとに、「適法な在留外国人の台帳制度」を整備する。
- ③市区町村は、日本国民と外国人との混合世帯の正確な把握のために、日本国民の住民基本台帳と外国人台帳を連携させる。
- ④市区町村は、外国人本人の申請以外によっても台帳への記載等を行う（そのために、市区町村長による職権記載、調査権を制度化する）。
- ⑤市区町村は、「不法滞在者は本来我が国で在留する資格を有しない者であり、市町村が一般的に行政サービスを行う対象とは位置付けられない」から、住民サービスをしてはならない。

◆法務省入管局の「権限と業務」の拡大

以上のように、一見すると、法務省と市区町村とで業務分担がなされ、それぞれ権限が付与されている。しかし、実際の運用を想定しながら検討してみると、新制度の下では、法務省・地方入管局の権限が格段と強化され、その業務が集中し肥大化している。

その一方で市区町村は、上記①にあるように、法務省による在留カードの「交付と管理」業務のごく一部を「経由事務」として行うことになる。すなわち、新制度で期待されている市区町村による②③の「外国人台帳」を作成し活用する「自治事務」は、あくまで①の「経由事務」が前提とされ、かつ、それに規制されることになる。

これでは、市区町村は「その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない」「住民および滞在者の安全、健康および福祉を保持する」という自治体本来の業務ではな

く、法務省の「下請け機関」と化すであろう。

◆**現行制度から新制度を対照すると**——

細かな義務規定を設けてそれが刑事罰に担保され

ている現在の外国人登録制度から、新制度を対照してみると、下記のように、網の目のような監視制度が構築されていくことが、容易に想像できるだろう。

<p align="center">現行の外国人登録制度</p>	<p align="center">「提言」から想定される新制度</p>
<p>●新規登録と申請先●</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規に入国した外国人は、90 日以内に市区町村に申請する。 日本で生まれた出生児は、60 日以内に市区町村に申請する。 <p>《不申請・虚偽申請は、1 年以下の懲役もしくは禁錮または 20 万円以下の罰金》</p>	<p>●新規届け出と届け出先●</p> <ol style="list-style-type: none"> ①新規に入国した外国人は、上陸許可時点で、身分事項・所属機関等を地方入管局に届けなければならない。さらに、交付された在留カードを持参して 90 日（？）以内に、市区町村に居住地・世帯を届けなければならない。 ②日本で生まれた出生児は、60 日（？）以内に地方入管局に届けるとともに、市区町村に届けなければならない。 ③新法施行時に在留資格・在留期間を有する外国人は、在留更新（あるいは外登証の切り替え）の申請時に（？）、地方入管局に身分事項・所属機関等を届けるとともに、市区町村に居住地を届けなければならない。
<p>●登録事項と申請先●</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録事項……登録番号、登録の年月日、氏名、出生の年月日、男女の別、国籍、国籍の属する国における住所又は居所、出生地、職業、旅券番号、旅券発行の年月日、上陸許可の年月日、在留の資格、在留期間、居住地、世帯主の氏名、世帯主との続柄、勤務所または事務所の名称と所在地、申請に係る外国人が世帯主である場合には世帯を構成する者の氏名・出生の年月日・国籍・世帯主との続柄、本邦にある父母および配偶者の氏名・出生の年月日・国籍 申請先……市区町村（⇒市区町村は登録原票を作成すると共に、写票を法務省に送付） 	<p>●届け出事項と届け出先●</p> <ol style="list-style-type: none"> ①外国人は、地方入管局に身分事項（氏名、生年月日、性別、国籍）を届けなければならない。さらに「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在」の場合、その基礎となる身分関係事項も。 ②外国人は、地方入管局に所属機関等（就労先や、留学生・就学生の通学先）の名称と所在地のほかに、実際の活動先の名称と所在地を届けなければならない。さらに所属機関等における労働条件等（報酬など）も。 ③外国人は、居住地について、市区町村に届けなければならない。（⇒市区町村はそれを法務省に報告） ④外国人は、あわせて世帯情報も市区町村に届けなければならない。
<p>●変更登録●</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人は、居住地を変更した場合には、新居住地に移転した日から 14 日以内に、新居住地の市町村の長に対し、居住地変更の登録を申請しなければならない。 <p>《不申請・虚偽申請は 20 万円以下の罰金》</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住地以外の変更登録も市区町村で。 	<p>●届け出情報の変更と届け出先●</p> <ol style="list-style-type: none"> ①外国人は、居住地を変更したとき、14 日（？）以内に、旧住所と新住所の市区町村に届けなければならない。 ②外国人は、身分事項（氏名、生年月日、性別、国籍）や所属機関等で変更が生じたときは、地方入管局に届けなければならない。
<p>●「外登証」の交付●</p> <ul style="list-style-type: none"> 市区町村の長は、当該申請に係る外国人について事項を記載した外国人登録証明書を作成し、これを交付しなければならない。 <p>《外国人が受領を拒否した場合、1 年以下の懲役もしくは禁錮または 20 万円以下の罰金》</p>	<p>●「在留カード」の交付●</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法務大臣は、上陸、在留期間の更新、在留資格の変更等の許可に伴い、当該許可を受けた外国人に対し、在留カードを交付する。
<p>●外登証の記載事項●</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録番号、登録の年月日、氏名、出生の年月日、男女の別、国籍、国籍の属する国における住所または居所、出生地、職業、旅券番号、旅券発行の年月日、上陸許可の年月日、在留の資格、在留期間、居住地、世帯主の氏名、世帯主との続柄、勤務所または事務所の名称と所在地 顔写真 	<p>●在留カードの記載事項●</p> <ol style="list-style-type: none"> ①カード番号 ②氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤国籍 ⑥許可の年月日（カードの交付年月日） ⑦在留資格 ⑧在留期限（カードの有効期限） ⑨居住地 ⑩顔写真
<p>●外登証の交付方法●</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人が市区町村で申請⇒市区町村は 2 週間後の期日を指定した外登証交付予定期間指定書をその外国人に交付⇒地方入管局でカード調製⇒市区町村で外登証を交付 	<p>●在留カードの交付方法●</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地方入管局は、上陸した海空港において、上陸許可に伴い、在留カードを交付する。 ②地方入管局は、新法施行時に在留資格・在留期間を有する外国人に対して、在留更新の申請時に（？）、在留カードを交付する。
<p>●居住地以外の変更登録●</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名、国籍の変更は 14 日以内に。 <p>《不申請は 20 万円以下の罰金》</p>	<p>●在留カード記載事項の変更●</p> <ol style="list-style-type: none"> ①外国人は、氏名・国籍・職業・勤務先など、居住地以外の記載事項に変更が生じた場合、14 日（？）以内に地方入

<ul style="list-style-type: none"> ・職業、勤務先、在留資格・在留期間の変更は14日以内に。 《不申請は20万円以下の罰金》 ・永住資格を許可された場合は14日以内に。 《不申請は1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金》 ・国籍国の住所、旅券番号、旅券発行年月日、世帯主の氏名、世帯主との続柄の変更は、登録証の切替時もしくは居住地の変更登録時に、あわせて行なう。 《不申請は20万円以下の罰金》 	<p>管局に赴き、当該事項の変更の届け出を行ない、変更を反映した新たな在留カードを受領しなければならない。</p> <p>②外国人は、在留期間の更新、在留資格の変更等の許可がなされたときには、その変更が反映された新たな在留カードを受領しなければならない。</p>
<p>●外登録の再交付●</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人は、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合には、その事実を知ったときから14日以内に、その居住地の市町村の長に対し、登録証明書の再交付を申請しなければならない。 《不申請・虚偽申請は、1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金》 	<p>●在留カードの再交付●</p> <p>①外国人は、紛失、盗難、滅失等により在留カードを失った場合には、その事実を知った日から14日（？）以内に、地方入管局に赴き、在留カードの再交付を申請しなければならない。</p>
<p>●外登録の切り替え●</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳以上の外国人は、新規登録を受けた日の後の5回目（永住者または特別永住者は7回目）の誕生日から30日以内に、その居住地の市町村の長に対し、登録原票の記載が事実合っているかどうかの確認を申請しなければならない。 《不申請・虚偽申請は、1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金》 	<p>●在留カードの事実上の「切り替え」●</p> <p>①在留カードの有効期限は、在留期限と一致させる。</p> <p>②地方入管局において、在留期間の更新、在留資格の変更、在留資格の取得、永住許可、在留特別許可に伴い、新たな在留カードを交付する。</p> <p>③永住者については、在留カードの有効期限（5年？）を別に設定し、在留カードを切り替えるようにする。</p>
<p>●外登録の常時携帯●</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳以上の外国人は、市町村の長が交付する登録証明書を受領し、常にこれを携帯していなければならない。 《受領拒否は、1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金》 《不携帯は、20万円以下の罰金。特別永住者だけは10万円以下の過料》 ・外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官、その他法務省令で定める国または地方公共団体の職員がその職務の執行に当たり登録証明書の提示を求めた場合には、これを提示しなければならない。 《提示拒否は、1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金》 ・外登録を携帯すれば、旅券等の携帯義務（入管法第23条）を免除する。 	<p>●在留カードの常時携帯●</p> <p>①16歳以上の外国人は、在留カードを常に携帯し、入国審査官、入国警備官、警察官等の求めに応じて提示しなければならない。</p> <p>②在留カードを携帯すれば、旅券等の携帯義務（入管法第23条）を免除する。</p>
<p>●「不法入国・滞在者」にも登録義務●</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人登録法に基づく登録申請義務は、本邦に在留する外国人が、外国人たる身分とその本邦に在留の事実それ自体に基づいて賦課される義務であって、本邦に在留する資格の有無、本邦入国の合法違法には全く関係がないものと解すべき」（1956年8月9日・福岡高裁判決） 	<p>●未登録外国人のあぶり出し●</p> <p>①在留資格を持たない外国人に対しては、在留カードを交付しない。</p> <p>「不法滞在者は、在留カードを持ち得ず、あるいは、有効期限の経過した無効な在留カードしか持っていないので、正規滞在者との違いが明らかになる」</p>
<p>●外登録の返納●</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人は、（再入国許可なく）本邦を出国する場合、出入国港において入国審査官に登録証明書を返納しなければならない。 ・外国人でなくなった場合、外国人が死亡した場合には14日以内に、市町村の長に登録証明書を返納しなければならない。 《不返納は、1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金》 	<p>●在留カードの返納／失効●</p> <p>①在留カードの有効期限が経過したとき、在留資格の取り消し又は退去強制令書の発付によって在留資格を失ったとき、外国人でなくなったとき、死亡したとき、新たな在留カードの交付を受けたときなどには、在留カードは失効する。</p> <p>②在留カードが失効した場合、外国人またはその代理人は、当該カードを法務大臣に返納しなければならない。</p> <p>③法務省は、在留カードの失効事実を関係機関（市区町村や所属機関など）に通知する。</p>
<p>●刑事罰による強制●</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各号の一に該当する者は、1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金に処する。 ・各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 	<p>●刑事罰と行政処分による強制●</p> <p>①在留カード制度の実効性を担保するため、常時携帯・提示義務違反、再交付申請義務違反、返納義務違反、切り替え義務違反のほか、在留カードの譲渡や貸与など不正利用行為に対する罰則を設ける。</p> <p>②届け出義務を履行しない者、虚偽届け出を行なった者に対</p>

しては、刑事罰を科すほか、在留期間の更新等の在留審査において厳格な対応をする。

◆新制度のねらい

私たちがまず確認しなければならないのは、現在の外登法が、日本国民を対象とする住民基本台帳法と大きく異なっていることである。

- (1) 顔写真の他、勤務先など数多くの登録事項を設けていること
- (2) 外登証の常時携帯と、定期的な確認登録を義務づけていること
- (3) これらの義務規定を、「1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金」などの刑事罰によって強制していること

1947年外国人登録令から始まり、1952年外国人登録法として出発したこの制度は、細かな義務規定を設け、かつ刑事罰を担保にしてこれを在日外国人に強制していった。たとえば1954年から80年まで、「切替不申請」（そのほとんどが意図的な切替拒否ではなく過失による申請遅延）として自治体から告発され検察に送致された在日韓国・朝鮮人は年平均5127人にも上り、また、警官の街頭での尋問などによって「外登証不携帯」として送致された在日韓国・朝鮮人の数も年平均3242人にもなる。すなわち、在日外国人の日常生活を監視し威嚇する装置としてあったのである。その監視・抑圧装置が徐々に「弛緩」していくのは、1980年代から澎湃として起こった指紋拒否・外登法改正運動によってである。

したがって、今回の新制度導入のねらいは明らかであろう。現在の「外登証」を「在留カード」に置き換えて、上記(1)(2)(3)、すなわち在日外国人の日常生活をくまなく監視できるシステムを維持し強化することに、その目的がある。

そして、「在留カード」の発行権限を、市区町村ではなく法務省が持つことによって、オーバーステイや難民申請の「外国人住民」に対する社会保障や教育保障における市区町村の裁量権を奪うことになるであろう。

◆「ムチ」に担保された「アメ」

第五次出入国政策懇談会の「提言」は、上記に整

理した事項の他に、「適法に在留する外国人の利便性の向上」を図ることも謳っている。すなわち、在留期間の最長を「3年」から「5年」に延長する、再入国許可制度を見直す、外国人の受入れ機関からの取次手続きを簡素化する、という。

しかし、その理由は、在日外国人の人権を保障し負担を軽減するという観点ではなく、新たな在留管理体制が構築されることによって、「的確な在留管理を行うことが可能となるから」「現在以上に在留状況の正確な把握が可能となることから」というのである。

また「提言」では、在留カードの偽変造対策からICチップを登載することや、カード交付の際に外国人から手数料を徴収すること、在留資格の類型ごとに在留カードの色を変えることまで提案されている。

日本国民は、「住基カード」が導入されても、その受理と常時携帯を義務づけられてはいない。しかし在日外国人に対しては、「在留カード」の受理と常時携帯を、刑事罰をもって強制する。それを「提言」で、在日外国人にとって「我が国で生活していく上での利便性が向上する」と言って憚らないのは、想像力の欠如であるばかりか、法務官僚のレトリックをなぞるしかなかった「有識者・研究者」の知的怠慢である。

◆「住民」としての地位と権利

外登法に代わる新制度、「在留カード」「外国人台帳」制度は、「日本国民と同様の制度」ではなく、まるで「似て非なるもの」なのである。

いま必要なことは、「外登証」でも「在留カード」でもない。日本に暮らすすべての外国人が、「住民は…その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」（地方自治法第10条）と定める「住民」としての地位と権利が保障される制度なのである。

*本稿は、『RAIK通信』第107号に掲載した小論に加筆したものです。 ●佐藤信行

